

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	トヨシマ ジュンキ 豊嶋 順揮	授与番号 甲1713号
学位の種類	博士(文学)	授与年月日 2023年9月25日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
博士論文の題名	明代中期の法整備と社会の研究	
審査委員	(主査) 井上 充幸 (立命館大学文学部教授)	松本 保宣 (立命館大学文学部教授)
	鷹取 祐司 (立命館大学文学部教授)	
論文内容の要旨	<p>【論文の構成】</p> <p>本論文は、序論・本論七章・結論と二つの附論で構成され、各章の標題は以下の通りである。</p> <p>第一章 明代法制史料の基本整理</p> <p>第二章 『皇明條法事類纂』の成立事情 — 一条例テキストの問題から考える</p> <p>第三章 明代『問刑条例』条文形成過程の一類型 — 参語を引用する事例の検討を通して</p> <p>第四章 弘治『問刑条例』から万曆『問刑条例』へ — 海禁に関する例の「謀叛」から考える</p> <p>第五章 社会風俗と無籍之徒</p> <p>附論1 大運河における司法と犯罪</p> <p>第六章 明中期における朝貢貿易周辺の犯罪と法整備 — 会同館開市に関する規定を中心に</p> <p>第七章 明中期における海上密貿易に関する犯罪と法整備</p> <p>附論2 海上密貿易に関する条例の社会背景</p>	
	<p>【論文内容の要旨】</p> <p>本論文は、中国・明代中期の法典史料に依拠して、司法制度の運用実態と法典整備のプロセスを跡付けることを通じ、当該時期における社会の大きな変動を解明し、その歴史的意義に対する再評価を試みた野心作である。</p> <p>序論では、先行研究の整理に基づき本論文の課題と目的が提示される。</p> <p>第一章・第二章では、本論文の前提となる法典史料（『明律』・『問刑条例』・『皇明條法事類纂』など）に関する基本事項について論じ、テキストの整理・復元の実例を提示しつつ、法典整備の過程を分析する手法について詳細に述べる。第三章・第四章では、『問刑条例』の検討を通じて、明代中期における法運用の実態とその問題点を解明し、そこを基点として、明代後期にかけて条文改定とその厳密化がなされていく様を跡付ける。</p> <p>第五章・附論1では、明代中期における社会的流動性の活発化に伴う「無籍の徒」の出現と、彼らによる犯罪行為ならびにその特徴について、第六章・第七章・附論2では、『問刑条例』の成立過程に沿って、明代中期から後期にかけて起こった朝貢貿易と密貿易の実態について、それぞれ検討し、かかる国内外の情勢変化に直面した明朝政府が、本格的な法典の整備と、司法・行政制度の改革・再編によって対処しようとした様を幅広く論じる。</p>	

	<p>結論では、上記の議論をふまえて、明初体制が精算され「長い明末」へと向かう変化を決定づけた重要な転換点として、明代中期を位置づける。</p>
<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>【論文の特徴】</p> <p>本論文最大の特徴は、明代中期に制定された『問刑条例』条文の形成過程を、それに先行する単行条例をたどりながら復元することで、どのような犯罪行為が新たに発生するようになったかを炙り出している点、さらにこの作業を通して、明代中期から本格化する社会変化の具体相を明確に示した点にある。こうした点は、従来の法制史研究においてあまり着目されなかったところであり、申請者の着眼点の鋭さ、ひいては研究の独自性を示すものである。</p> <p>そしてかかる手法を駆使し得たのも、申請者が明代法制史料の正確なテキストクリティークに地道に取り組み、そうして得られた知見に基づき、明代中期における文書行政制度の運用実態について理解を深めていったからこそである。</p> <p>【論文の評価】</p> <p>本論文の前半部分、すなわち『皇明條法事類纂』と『問刑條例』を中心とする明代法制史料の成立過程を分析した箇所については、説得力ある結論を提示できていた。また、後半部分の議論の基調をなす、社会の流動化の進展や経済規模の拡大など、従来、明末の特徴とされていた現象が既に明代中期にも見られることから、嘉靖年間以降を「長い明末」と位置づける従来の明代史理解に対し見直しを迫った点は、十分な説得力を持つものである。一方、そうした問題意識を踏まえた上で、明代中期という時代に固有の特徴や中国史上における意義づけについて十分に論を展開しえなかった点が、いささか物足りなさを感じさせた。</p> <p>公開審査においてなされたこれらの指摘に対して、申請者は口頭にて補足説明をおこない、それによって一定の理解が得られた。また、これらの課題点は、本論文全体の価値を損なうものではない。</p> <p>以上、公開審査とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文の公開審査は2023年5月27日（土）14時00分から16時30分まで、立命館大学朱雀キャンパス中川会館307教室で行われた。</p> <p>審査委員会は、公開審査において本論文の主要分野である中国近世史・海域アジア史・法制史について、申請者の歴史的事項に関わる知識、本論文の研究史上の意義などについて試問し、それぞれについて十分な回答を得ることができた。また、本学大学院文学研究科東洋史学専修博士課程後期課程の在籍期間中における研究成果や、漢文によって記された史料の読解に必要な語学能力に関しても質疑応答を実施した。それらを通じて申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。</p> <p>したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。</p>